

枚方市立長尾西中学校

不登校対応ガイド

2024. 4～



- 不登校対応について、主な流れを載せています。
※「必ずこの資料どおりに実施する」というものではありません。
- 子どもの状況は様々です。十分に話をしながら対応をすすめましょう。
- 対応にあたっては1人で抱えるのではなく、学年・生徒支援部などチームで対応する。
報告、連絡、相談を忘れずに行います。

不登校って何？

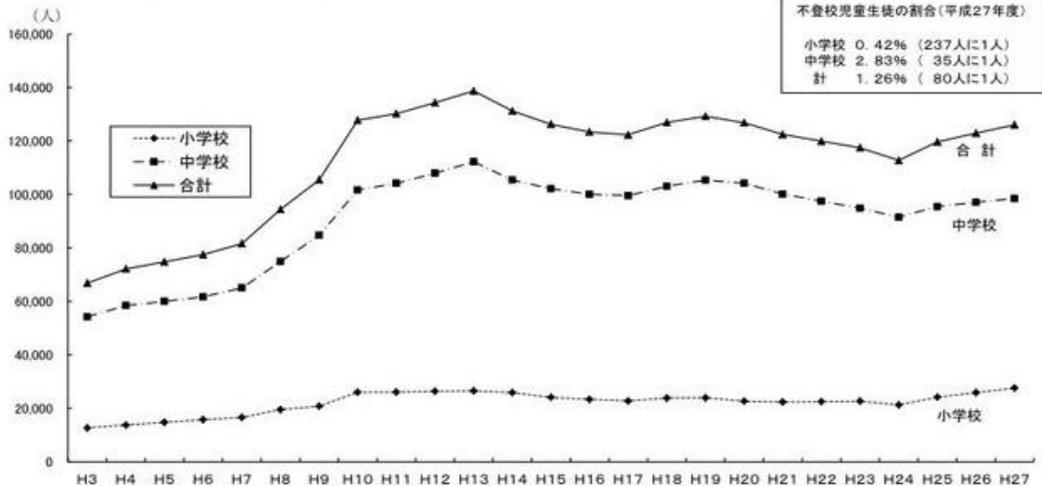
不登校とは？

なんらかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

児童精神医 齋藤万比古監修 「ひきこもり、不登校から抜け出す」
を元に不登校についての情報提供をさせていただきます。

不登校の子どもはどれくらいいるの？

<参考1> 不登校児童生徒数の推移のグラフ



文科省調査で
中学生で1ク
ラスあたり1
~2人ぐらい
ということに
なります。

ひきこもりとは？
自宅にこもって社会参加をしない状態が
6ヶ月以上続く状態

不登校になるとどうなるの？

- 不登校が長く続くとひきこもりに移行することがある
- 将来的に ○不登校のうち70%は普通の社会生活を送れるようになる
- 20%は不安定ながら社会に出ることができるようになる
- 10%はひきこもりとなる

という見解があります

不登校の流れ

学校に行けない → 家でのひきこもりが長期化 → 社会との接点が減る
→ 理想と現実のギャップが広がる → 社会へのおそれ・拒否感が強まる
↓
社会復帰を目指すにはさまざまな支援が必要となる

↓
自分の子どもが不登校になると、本人も家族も大きな不安を抱えることになる
⇒保護者が心配するのはあたりまえです。

不登校生徒に対する基本的な対応と流れ

①不登校に関する考えを以下の表でチェックし、4つのステージのどこに進むか決める

本人		保護者		⇒	本人	保護者	ステージ
行きたいけど 行けない	A	学校へ 行かせたい	A		⇒	A	A
行きたくない	B	休ませたい	B	B		B	IV
不明	C			⇒	B	A	II
					C	B	III

例			外	
精神的な病気や発達障がい疑われる	⇒	IV		
保護者が登校刺激をしたがっている				
本人は登校したいが保護者が行かせない				



②家庭訪問などで再登校援助（誘いかけ）のパターンを選択する。

パターンA：強く登校を促す

パターンB：積極的に学校への誘いかけをする

パターンC：学校への誘いかけを控え、家庭訪問などで本人との関係づくりにつとめる

パターンD：家庭訪問などをしばらく控え様子を見るが、家庭との連絡は取り合う

再登校援助（誘いかけ）をする方法や場所などを、次の表を参考に選択する。

誘いかける人	・担任 ・担任以外 ・友達 ・スクールカウンセラー ・その他
方法	・家庭訪問 ・電話 ・ノート ・手紙 ・クラスルーム
言葉掛け	・強い言葉かけ ・やさしく ・事務的 ・その他
場所	・教室 ・相談室 ・その他の空き教室 ・保健室 ・校門
時間	・朝 ・昼 ・夕方 ・部活 ・休日



「学校へ登校」「ステップアップ教室へ」「教育支援センター（ルポ）へ」

校内教育支援ルーム（ステップアップルーム）について

【定 義】

校内教育支援ルーム（ステップアップルーム）は、学校には登校できるが集団生活になじまず、クラスに入ることができない生徒が学校生活を送るための部屋である。しかし、あくまでもクラスへ戻ることを前提として校内教育支援ルーム（ステップアップルーム）は位置づけられるものである。

【部屋の管理について】

ステップアップルームの管理についてはスクールカウンセラーとの連携の下、生徒指導主事、子ども支援COが行う。

【入室の条件】

①生徒指導部会で協議

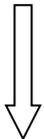
※原則として担任や学年教師の判断だけでは入室できない。

②本人と保護者がスクールカウンセラーの面談を受ける。

※面談の前であっても本人が希望する場合などは入室を認める

⇒入室の必要性が認められた場合に入室許可となる。

③担任・生徒指導主事が本人と保護者にステップアップルームのルールについて確認。



※緊急に入室を認める必要が生じた場合は、生徒指導部が判断をする。

入 室

※入室の検討を始めたら、早めに生徒指導主事・子ども支援COに相談すること

【室内での生活について】

生徒の自主学習を基本とする。特別に補習授業の義務付けはしない。（担任や教科担任が課題を与えたり、学習の様子を見に行くなどは適宜行ってもよい。担任は日に一度は生徒と顔を合わせ、様子を見に行くことを心がける）

その他、入室生徒は「ステップアップルームの1日」（別紙参照）に従って生活する。

「ステップアップルーム」の1日(生徒用)

基本的には学校生活のルールと同じです。詳しくは4月に配られた「長尾西中学校の1日」や生徒証を見て下さい。

以下、特に注意することを確認です。

【家で確認】

- ① 標準服を着用してくる。(体育や特別時以外は体操服着用禁止)
- ② 不要物は持ってこない。
(不要物とはマンガ、雑誌、携帯電話、お菓子やジュース、トランプやボールなどの遊具類など)

【登校したら】

- ③ サンドル・下靴の履き替えは、職員玄関で行います。
※面談のときに、どこの靴箱を使うか確認します。
- ④ 登校したらステップアップルームに行き、荷物を置き、職員室に行って登校したことを担任または学年の先生に伝える。
※ステップアップルームがしまっている時は自分で職員室にカギを取りに行きます。
- ⑤ ステップアップルームでは与えられた課題などを行う(自習)。または、心の教室の先生の指示に従う。
※友達と騒いだりする場所ではありません。
- ⑥ 下校する時は、
 - ・ステップアップルームの先生に告げる。
 - ・ステップアップルームにおいてあるプリントに出来事などを記入。
 - ・ファイルを職員室に持って行き、担任または学年の先生に渡す。
 - ・下校する。



【注意事項】

- ※生徒だけでカウンセリングルーム(ステップアップルーム室内の相談室)には入らない。
- ※私物は置き放しにしない。(机の中に入れておくことは可)
- ※室内での防寒着の着用は禁止。(ひざ掛けや毛布も禁止)

教育支援センター（ルポ）について

- (1) 教育支援センターとは ☆ルポ - フランス語で「安心・休息」という意味
 主として心理的要因により、学校に行きたくても行けない子どもたちには、家庭以外の自分の居場所が必要とされている。適応指導教室「ルポ」は、家庭と学校をつなぎ、「心の居場所」として、自信と元気を回復する場である。教育支援センター「ルポ」は学校と連携しながら、学校復帰を目指し、子どもたちの自立への支援・指導を継続して行う。
- (2) 支援・指導の内容
- ①学習活動—子どもたちの学習意欲に重点をおいた自習活動が基本。
 - ②個人活動—子どもたちの状況に応じて支援。
 - ③グループ活動—小集団活動を基本とする。
 - ④カウンセリング—定期的に本人と保護者へカウンセリングを実施。
- (3) 入室対象—枚方市立小・中学校の児童生徒
- (4) 開室日時—毎週月曜～金曜 AM10:00～PM3:00（夏・冬・春休みは閉室）
- (5) 開室場所—573-1188 枚方市磯島北町37-1（枚方市立教育文化センター内）
 TEL 050-7102-3154（枚方市立教育文化センター）
 050-7105-8048（児童生徒支援室）
- (6) 服装など—指定なし。昼食は各自で用意する。
- (7) 子どもと学校の関係—学校の籍はそのまま。入室後は担任とルポの担当の先生とで手紙などをやりとりする。また、担任はルポで行われるイベントに参加することもある。

(8) 入室手続き

※継続して入室する場合も、右記と同様の手続きが必要です。始業式の時に手続きをし、翌日には申し込みをしてしまうのが最短です。入室はGW前後になるかと思いません。学生訪問の場合は6月頃になるようです。

「ルポ」入室までの手順	
①	生徒・保護者が学校に相談
②	本人および保護者の「ルポ」見学
③	入室申込書（年度当初学校に送られてきている）を学校に提出
④	管理職と担任で児童生徒支援室と面談（ルポで）
⑤	児童生徒支援室と保護者の面談（ルポで）
⑥	入室承認 ※3週間程度かかる
※「ルポ」は単年度制。年度途中の入室も可	

(9) その他

- ・「ルポ」へ登室できない生徒に対し、週1回の学生訪問。
- ・「セルフわらしべ」と連携して、馬の世話を通して子ども自立のための支援・指導。
- ・専門の相談員によるカウンセリング。 などもある。

5つのレベルに応じた不登校対応例

学校対応

連携対応

レベル1

連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日

担任による電話連絡【実態把握】

★チェックポイント

- 欠席理由
- 医療機関への受診の有無について
- 次の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認

安心できる
声かけ

次の登校
時の連絡



学級・学年・教科など、学校園内での情報提供

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況
など有力な情報に
なります。

レベル2

連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

担任による家庭訪問【実態把握】

★チェックポイント

- 子どもの表情・様子
- 家庭の養育環境
- 子どもの生活リズム
- 保護者の見立て
- 子どもの友人関係
- 登校への意欲レベル
- 子どもと保護者の関係性

家庭の思いを尊
重した態度で実



生徒指導・学年・委員会・SC・SSWとの連携

- ①養育環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容
は、学校全体で共
有する。

レベル3

長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家へつなぐ
- ・別室対応（校内適応指導教室）

③ 校内体制の確保（人員、時間、場所）

④ 協力体制の確立（他学年、支援学級、管理職など）

「枚方市子どもの居場所サ
ポートガイド～不登校支援
ガイド～」を提供し、本人
にとってベストな居場所を
一緒に考えます



学校外の組織との連携

- ①教育支援センター「ルポ」（毎年登録・入室手続きが必要）
枚方市教育文化センター別館1F（TEL：050-7102-3154）
- ・学校を通さず直接家庭からの申込みでもできますが、登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行います
- ・登室・訪問指導
- ・学校と連携・出席扱い（校長裁量）
- ②院内学級
- ③フリースクールなど
- ④その他必要に応じてつなぐ関係機関
- ・医療・診療内科（発達の問題）・少年サポートセンター（非行）など

レベル4

長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。

② SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い目的意識を持って組織的に対応する。

③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的関係機関への通知や通告義務があることを管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

法的根拠
に基づい
た説明



重大事案を想定した連携する関係機関

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5

年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチしたことを形として残す。

また、日々の学校対応を記録しておく。

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。

- ①子どもの命を守ることを最優先に考える。
- ②家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れない！
- ③個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。
- ④普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない。

重要

重大事案に発展しないための緊急的な連携

- ①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急に関係諸機関と連携する。
→教育委員会へ通告書の写しを提出
→まるっとこどもセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供
- ②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。
→スクールロイヤーに相談（教育委員会を通して）